



玉川村職員（大学卒程度）採用候補者試験を次により行います。

玉川村長 石 森 春 男



1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	行政
採用予定人員	若干名

2 受験資格

昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません）

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人。（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (4) 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3 試験の方法

大学卒業程度で次により行います。

(1) 第1次試験

- ①教養試験～職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。
- ②専門試験～それぞれの試験職種の職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。
- ③適性検査～上記試験終了後に適性検査を実施します。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験及び小論文並びに集団討論の試験を行います。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験会場	発表
第1次試験	平成27年 7月26日（日）	受付 9：00～9：30 教養試験 10：00～12：00 専門試験 13：00～15：00	福島市森合字小松原1番地 「県立福島工業 高等学校」 ※申込者数により他会場と なることがあります。	平成27年9月中旬 玉川村役場掲示板に合格 者名を掲示するほか合格 者に通知します。
第2次試験	第1次試験合格者に別途通知します。			

6 採用者の決定

- (1) 合格者の中から村長が決定します。
- (2) 初任給は本村の給料表によりますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、玉川村役場総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「大学卒程度試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、玉川村役場総務課に提出してください。申込書を郵送する場合は、82円切手をはった自分宛の封筒を同封し、その表に「大学卒程度試験申込」と朱書きし、必ず簡易書留にて送付してください。
- ② 受験票を受領したときは、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。）

(3) 受付期間

平成27年5月28日（木）から平成27年6月26日（金）まで（執務時間中に限ります。）
郵便による申込書提出の場合は、6月24日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) この試験に関し不明な点は、玉川村役場総務課に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、82円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。
- (3) 試験会場への自家用車の乗り入れが禁止されていますので、公共交通機関を利用願います。
- (4) 募集の詳細については、村ホームページに掲載しますので、ご覧ください。（総務課 総務係 ☎57-4621）